

2010年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：公法（憲法）

問題

Aは、2009年に行われたB県議会議員選挙にB県議会議員候補として立候補したCの後援会に所属している。Cの政治理念に共感していたD（B県立大学法学部政治学科1年生；当時18歳）とE（B県立大学法学部政治学科1年生；当時19歳）は、2009年のB県議会議員選挙の際に、Aの指示を受けて数回にわたり街頭演説などを行った。

選挙の結果、Cは落選した。その後、Aは、未成年者であるDとEに選挙運動をさせたとして、公職選挙法違反（公職選挙法第137条の2第2項、同第239条第1項第1号）の公訴事実により起訴された（別紙を参照）。

DとEの行った街頭演説などが公職選挙法第137条の2の禁止する「選挙運動」にあたりと解した上で（別紙を参照）、この事例に含まれる憲法上の問題点についてのあなた自身の見解を、想定される反論にも言及しつつ、述べなさい。

〈別紙〉

* 公職選挙法（昭和25年法律第100号）（抜粋）

（未成年者の選挙運動の禁止）

第137条の2 年齢満二十年未満の者は、選挙運動をすることができない。

2 何人も、年齢満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。但し、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。

（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）

第239条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二百二十九条、第三百三十七条、第三百三十七条の二又は第三百三十七条の三の規定に違反して選挙運動をした者
 - 二 第三百三十四条の規定による命令に従わない者
 - 三 第三百三十八条の規定に違反して戸別訪問をした者
 - 四 第三百三十八条の二の規定に違反して署名運動をした者
- 2 候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等が第三百三十四条の規定による命令に違反して選挙事務所を閉鎖しなかつたときは、当該候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

** 公職選挙法第137条の2について

「第一項の規定は、選挙運動を禁止しているのであつて、選挙運動のための労務に従事することを禁止しているものではない。『労務』というのは、選挙事務所において文書の発送、接受にあたりとか、湯茶の接待にあたりとか、物品の運搬に従事するとき機械的作業をいうのである。これに対し、連呼行為や街頭演説を行なつたり、個人演説会において弁士として演説する如く、選挙人に直接働きかける行為は、たとえ、それが与えられた原稿をそのまま読み上げ、あるいは丸暗記して単純に機械的にこれを繰り返すにすぎないものであつても、選挙運動と解すべきものである。」

「なお、本項〔第二項のこと——出題者注〕においては、選挙運動のための労務に使用することは差し支えない旨規定されているが、前述の如く選挙運動と選挙運動のための労務とは区別されるものであるから、当然の注意規定と解される。」